

# TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレーン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年2月19日発行  
**有 限 会 社 ト ラ ル マ ネ ジ メ ン ト ブ レ ー ン** Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 情報管理部  
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アケイ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

## 資産移転の時期に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

令和3年度税制改正が議論される中、相続税及び贈与税において次のような点が議論に上がり、税制改正大綱において基本的な考え方として、相続税と贈与税について本格的な検討を進めるとの記載がありました。もし、数年後に贈与税が大きく改正されると、贈与による今までの相続税対策ができなくなる可能性があります。そこで、今回はその論点と問題点や考え方を皆様にお届けいたします。

### 1 与党税制改正大綱における相続税・贈与税の一体化課税の検討（一部抜粋）

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体化的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討が進める。

### 2 諸外国の贈与税と相続税の取り扱い

アメリカでは贈与税と遺産税（日本の相続税）とは一体化されており、一生を通じての累積贈与額と相続財産額に対して一体化的に課税されており、一生涯の生前贈与と相続で遺産税方式による税負担は一定となっています。また、フランスとドイツも贈与税と相続税とは一体化されており、一定期間（仏15年、独10年）の累積贈与額と相続財産額に対して一体化的に課税されており、一定期間の生前贈与と相続で遺産取得課税方式による税負担は一定となっています。

### 3 日本の現行の贈与税と相続税の取り扱い

日本では贈与税と相続税は別体系になっており、相続前3年間の贈与額のみ相続で財産を取得した人の相続財産額に加算して相続税が計算されます（暦年課税制度）。ただし、60歳以上の父母・祖父母から贈与を受けた20歳以上の直系卑属である推定相続人・孫等である受贈者が相続時精算課税制度を選択した場合には、選択前の贈与については暦年課税制度により、選択後においては累積贈与額と相続財産額に対して一体化的に課税されます。

よって、暦年課税制度では生前贈与と相続では税負担が大きく異なり、相続時精算課税制度の選択後は生前贈与と相続で税負担は一定となります。相続時精算課税制度は諸外国の制度に近いといえます。

暦年課税制度では、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、相続財産に適用される限界税率に比べ、贈与税の税率構造が高い水準にあるため、分割贈与をしても高い贈与税率が適用される余地が多いため、ニーズに即した財産移転をしようと思っても贈与税のことを考えて抑制してしまうと考えられます。他方、相当に高額な相続財産を有する場合には、相続財産に適用される限界税率を下回る水準まで財産を分割することで、相続税の累進負担を回避しながら、多額の財産を移転することができます。

実際、高額の財産を子や孫などに繰り返して行ういわゆる連年贈与については、受贈者の年齢層が低いほど繰り返して行われていることが報告されています。現行の暦年課税制度による贈与税は、110万円の基礎控除と10%から55%の累進税率で課税されていますので、相続の際に高税率で課税される富裕層にとっては相続税の税率より低い税率の贈与を繰り返すことによって、大きく相続税を節税することができるのです。

### 4 これからの対応

もし、相続税と贈与税が一体化されれば、今までのように暦年課税による贈与を繰り返しながら相続税を減少させる対策は節税効果がなくなります。しかし、相続時精算課税制度に一本化した場合には、その適用対象者の範囲をどうするのか、暦年課税を廃止すれば基礎控除も廃止するのかなど、解決すべき問題が山積みです。本当に改正が行われるのか、もし改正されるとするとどのようになのかは不明ですが、贈与税と相続税を一本化する税制改正が行われることを想定されるなら、事前の対策を考える必要があるかもしれません。